

4 平成30年度保健事業の実施について

平成30年度保健事業の実施について

保健事業は、被保険者及び被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持・増進を図ることを目的とするものですが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものです。

平成20年度から健康保険組合などの医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、平成30年度は第3期の1年目になり、当該事業の推進を図ることとします（第1期 平成20年度～平成24年度 第2期 平成25年度～平成29年度 第3期 平成30年度～平成35年度）。

今や日本人の2人に1人（男性は3人に2人、女性は2人に1人）が癌に罹り、3人に1人が癌で死亡しています。癌は発見が早ければ早いほど、適切な治療で治すことができる病気です（早期の癌は、9割程度が完治）。早期の癌を発見するためには、癌検診が極めて重要になりますので、癌検診の補助事業の推進を図ることとします。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健診結果や医療費データ（レセプト）を活用して、別途策定された「データヘルス計画」（第1期 平成27年度～平成29年度 第2期 平成30年度～平成35年度）により事業を実施することとします。

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる被保険者・被扶養者について実施する。
- ・ 被保険者
 - ・ 定期健康診断のなかで、特定健康診査を受診し、健診結果データを健康保険組合に提供していただくよう、事業主に依頼する。
- ・ 任意継続被保険者・被扶養者
 - ・ 健康保険組合は、受診対象者に受診券を自宅に送付する。その際、癌検診の補助事業について、案内する。
 - ・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施機関に予約した上、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。
 - ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。
- ・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。その際、個人の生活習慣やその改善に関する情報を、計画的に提供する。

(2) 特定保健指導事業〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期 年間
- ・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する。
- ・ 健康保険組合連合会兵庫連合会が主催する共同事業として実施する。
- ・ 指導内容は、動機付け支援又は積極的支援とし、事業主のご理解とご協力をいただき、事業の推進を図る。
- ・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。

平成30年度特定健康診査・特定保健指導実施対象者

- 任意継続被保険者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和19年4月1日から昭和54年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成30年4月1日以前に資格取得し、平成31年4月1日以後に資格喪失予定の方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和18年4月2日から昭和19年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成30年4月1日以前に資格取得し、平成31年4月1日以後に資格喪失予定の方
- 被扶養者
 - 1 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和19年4月1日から昭和54年3月31日までに生まれた方
 - (2) 平成30年4月1日以前に認定された方
 - 2 次のいずれの要件も満たした方
 - (1) 昭和18年4月2日から昭和19年3月31日までに生まれた方で、誕生日の前日までの方
 - (2) 平成30年4月1日以前に認定された方
- 上記の任意継続被保険者・被扶養者のうち、被保険者の資格を喪失された方・被扶養者の認定を抹消された方は実施対象者ではなくなります。

2 保健指導宣伝事業

(1) 機関紙発行

- ・ 実施時期 毎月
- ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。
- ・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。
- ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕

- (2) 保健指導パンフレット等配布
 - ・ 実施時期 随時
 - ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。
妊娠期の食生活に関する情報を提供する。

- (3) 母子保健指導書配布
 - ・ 実施時期 毎月
 - ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。
冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。

- (4) 医療費通知（被保険者に対する通知）
 - ・ 実施時期 2月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。
 - ・ 被保険者への適切な情報提供を推進するため、査定の結果による自己負担相当額の減額分が1万円以上については、医療費通知に「*減額査定」と付記する。

- (5) ジェネリック医薬品使用促進通知
 - ・ 実施時期 9月、3月
 - ・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。

- (6) 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）
 - ・ 実施時期 5月、8月、11月、2月
 - ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。

- (7) 健康管理事業推進委員会開催
 - ・ 実施時期 6月、1月
 - ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。

- (8) 健康管理委員研修会・説明会開催
 - ・ 実施時期 10月、3月
 - ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。

- (9) 共同保健指導宣伝
 - ・ 実施時期 年間
 - ・ 健康保険組合連合会との共同事業として、保健指導宣伝活動を行う。

(10) ホームページの管理・運営

- ・ 実施時期 年間
- ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。
- ・ 禁煙の促進を図る。〔データヘルス計画実施事業〕

3 疾病予防事業

(1) 短期人間ドックの実施

- ・ 受診期間 4月1日～翌年1月31日
- ・ 平成30年4月1日現在35歳以上（昭和58年4月1日以前生まれ）の被保険者・被扶養者を対象として実施し、健診費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象者は、健診費用を負担する事業主又は被保険者とする。
- ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。
- ・ 健康保険組合と契約した健診機関又は健康保険組合と契約していない健診機関で受診し、いずれも所定の「人間ドック利用補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。平成30年度から質問内容が見直されている。）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。
- ・ 組合補助
 - ① 1泊2日ドック
被保険者・被扶養者の受診に対する補助 20,000円
 - ② 日帰りドック
被保険者・被扶養者の受診に対する補助 10,000円
 - ③ 兵庫県2時間ドック
被保険者・被扶養者の受診に対する補助 10,000円
- ・ 補助対象となる実施回数
 - ① 1泊2日ドック
平成25年度を基準として、2年度に1回
 - ② 日帰りドック・兵庫県2時間ドック
毎年度1回

(2) 生活習慣病予防健診の実施【事業所編入の促進対策】

- ・ 受診期間 4月1日～翌年1月31日
- ・ 平成30年4月1日現在35歳以上（昭和58年4月1日以前生まれ）の被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象者は、健診費用を負担する事業主又は被保険者とする。
- ・ 健診項目は、全国健康保険協会（協会けんぽ）が実施する生活習慣病予防健診（一般健診）の健診項目と同様とする。
- ・ 特定健康診査の実施対象である被保険者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。

- 健康保険組合と契約した健診機関で受診し、所定の「生活習慣病予防健診利用補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。平成30年度から質問内容が見直されている。）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。
- 組合補助
被保険者の受診に対する補助 10,000円
- 補助対象となる実施回数
毎年度1回

(3) 健診等の費用の補助

① 特定健康診査に係る定期健康診断補助〔データヘルス計画実施事業〕

- 実施時期 4月～翌年3月
- 対象者 平成30年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、事業主に補助する。
※ この補助事業においては、平成30年4月2日以降の被保険者資格取得者、平成30年4月2日以降の被保険者資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。
- 健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）
- 補助金 健診費用のうち、補助対象被保険者1人当たり、3,000円以内の実費に、健診結果データをXML（特定健康診査に係る国の電子的標準様式）により作成した費用の実費を加算した額
- 実施機関 事業主が希望する健診実施機関
- 請求方法 所定の「特定健康診査に係る定期健康診断補助金請求書」に所定の受診者名簿Ⅰ・Ⅱ（受診者が5名の場合は、受診者名簿Ⅱのみで差し支えない。）、健診結果データ〔XML（特定健康診査に係る国の電子的標準様式）により作成した電子媒体（健診実施機関に依頼を要する。）又は紙の健診結果データ〕及び質問票（平成30年度から質問内容が見直されている。）を添付して、原則として平成31年3月20日までに請求する。

② 癌検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- 実施時期 4月～翌年2月
- 対象者 被保険者・平成30年4月1日現在30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を補助する。
- 補助対象検診 乳癌検診・子宮（頸・体）癌検診・肺癌検診・大腸癌検診・胃癌検診
腫瘍マーカー（PSA・CEA・AFP・CA19-9・CA125）

- ・ 検査内容 別表のとおりとする。
- ・ 補助金 1 癌検診・1 腫瘍マーカーごとに、1 人当たり 3,000 円以内の実費
- ・ 実施機関 被保険者・被扶養者が希望する検診実施機関
- ・ 請求方法 所定の「癌検診補助金請求書」に、検査項目ごとに検診費用が明記された領収書（写し）を添付して平成 31 年 2 月 28 日までに請求する。
- 特定健康診査の受診対象者に、特定健康診査受診券を送付する際に、「癌検診補助金請求書」を送付する。

③ 郵送自己検診補助〔データヘルス計画実施事業〕

- ・ 実施時期

[申込受付期間	9 月 3 日～11 月 30 日
	採取器具返送締切日	翌年 1 月 31 日
- ・ 対象者 被保険者・平成 30 年 4 月 1 日現在 30 歳以上（子宮頸癌検診は 20 歳以上）の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。
- ・ 検診内容 子宮頸癌検診、肺癌検診、大腸癌検診、胃癌リスク検診、前立腺癌検診、B 型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に 1 回）
- ・ 自己負担金

子宮頸癌検診	1,000 円
肺癌検診	1,000 円
大腸癌検診	0 円
胃癌リスク検診	1,000 円
前立腺癌検診	1,000 円
B 型肝炎検査	500 円

※ 検査器具送付費用、検体返送費用及び検査処理費用の合計額から自己負担金を控除した額を補助する。
- ・ 子宮頸癌検診申込者へ、「乳癌自己触診チェッカー」を添付する。
- ・ 業務委託 「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者（メスブ細胞検査研究所）に委託する。
- 特定健康診査の受診対象者に、特定健康診査受診券を送付する際に、「郵送自己検診案内書」を送付する。
 - ・ 申込受付期間 4 月 2 日～6 月 29 日
 - ・ 採取器具返送締切日 7 月 31 日

④ インフルエンザ予防接種補助

- ・ 実施時期 9 月～翌年 2 月
- ・ 実施対象者 被保険者・被扶養者を対象として実施し、接種費用の一部を補助する。
- ・ 補助対象者 接種費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。
- ・ 回数 2 回まで
- ・ 補助金 接種者 1 人につき

1 回接種した場合	1,500 円以内の実費
2 回接種した場合	3,000 円以内の実費
- ・ 実施機関 事業主又は被保険者が希望する医療機関

- ・ 請求方法 所定の「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に、「インフルエンザ予防接種費用代」と内訳が明記された領収書（写し）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。
- (4) 事業所訪問保健指導事業
- ・ 実施時期 随時
 - ・ 保健師が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
 - ・ 健康保険組合連合会兵庫連合会 共同設置保健師に依頼する。
- (5) 健康ウォーキング運動表彰
- ・ 実施時期 第1回 春季（5月1日～ 7月31日）
第2回 秋季（9月1日～11月30日）
 - ・ 万歩計で計測し、3か月間で目標歩数（100万歩又は50万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
- (6) 家庭常備薬の有料斡旋
- ・ 実施時期 7月、11月
 - ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
- (7) スポーツクラブネサンス・加古川地区スポーツ施設の特別法人会員として加入
- ・ 実施期間 年間
 - ・ 被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。

癌検診の検査内容

癌検診の種類	検査内容
乳癌検診	視触診 マンモグラフィ検査 乳房超音波検査
子宮（頸・体）癌検診	頸部細胞診 体部細胞診 経膣超音波検査
肺癌検診	喀痰細胞診 胸部X線検査（間接撮影） 胸部X線検査（直接撮影） 胸部CT検査
大腸癌検診	便潜血検査 注腸検査 大腸内視鏡検査
胃癌検診	胃透視（バリウム）検査（間接撮影） 胃透視（バリウム）検査（直接撮影） 内視鏡検査 ピロリ菌検査 ペプシノゲン検査

（参考）腫瘍マーカーの説明

腫瘍マーカーの種類	検査からわかる内容
PSA	軽度の上昇は急性前立腺炎、前立腺肥大症などの可能性があります。 高値の場合は、前立腺の腫瘍などの可能性があります。
CEA	高値の場合は、消化器系の腫瘍をはじめ、各種の腫瘍の可能性があります。 ただし、場所の特定はできません。 また、長期喫煙者も上昇する可能性があります。
AFP	高値の場合は、慢性肝炎、肝硬変、腎臓の腫瘍などの可能性があります。
CA19-9	高値の場合は膵臓・胆道系の疾患及び腫瘍や各種消化器系の腫瘍の可能性がります。
CA125	婦人科系の疾患で上昇することが多くあります。 高値の場合は、主に卵巣の腫瘍の可能性がります。

平成30年度保健事業の概要

兵庫県建築健康保険組合

	項 目	実施時期	事 業 内 容 の 概 要
特定健康診査事業	1 受診券の交付 2 特定健康診査 3 情報提供	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診実施機関において実施する。 ・健康保険組合は、受診対象者に、受診券を自宅に送付する。その際、癌検診の補助事業について、案内する（4月）。 ・受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施期間に予約した上、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。 ・費用は、健康保険組合が全額負担する。 ・健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。その際、個人の生活習慣やその改善に関する情報を、計画的に提供する。
特定保健指導事業	1 動機付け支援 積極的支援	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する。 ・健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。 ・指導内容は、動機付け支援・積極的支援とし、事業主のご理解とご協力をいただき、事業の推進を図る。 ・費用は、健康保険組合が全額負担する。
保健指導宣伝事業	1 機関紙発行 2 保健指導パンフレット等配布 3 母子保健指導書配布 4 医療費通知（被保険者に対する通知） 5 ジェネリック医薬品使用促進通知	毎 月 随 時 毎 月 2 月 9 月・3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「掲示板」（情報提供資料）を事業所に送付する。 ・事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。 ・禁煙の促進を図る。 ・健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。 ・妊娠期の食生活に関する情報を提供する。 ・乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。 ・冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。 ・被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。 ・被保険者への適切な情報提供を推進するため、査定の結果による自己負担相当額の減額分が1万円以上については、医療費通知に「*減額査定」と付記する。 ・被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。

<p>保健指導宣伝事業</p>	<p>6 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知） 7 健康管理事業推進委員会開催 8 健康管理委員研修会・説明会開催 9 共同保健指導宣伝 10 ホームページの管理・運営</p>	<p>5月・8月 11月・2月 6月・1月 10月・3月 年間 年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。 ・健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。 ・健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。 ・健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。 ・事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。 ・禁煙の促進を図る。
<p>疾病予防事業</p>	<p>1 短期人間ドック 2 生活習慣病予防健診</p>	<p>4月～翌年1月 4月～翌年1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・35歳以上の被保険者・被扶養者を対象として実施し、健診費用の一部を、健診費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。 ・1泊2日ドック、日帰りドック、兵庫県2時間ドック ・特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。 ・補助対象となる実施回数は、1泊2日ドックは、平成25年度を基準として、2年度に1回、日帰りドック・兵庫県2時間ドックは、毎年度1回である。 ・健康保険組合と契約した健診機関又は健康保険組合と契約していない健診機関で受診し、いずれも所定の「人間ドック利用補助金請求書」に、領収書（写し）、検査結果（写し）、質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。 ・新たに、全国健康保険協会（協会けんぽ）から当健康保険組合に編入した事業所のみを対象とする事業である。[事業所編入促進対策] ・35歳以上の被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、健診費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。 ・健診項目は、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診（一般健診）の健診項目と同様とする。 ・特定健康診査の実施対象である被保険者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。 ・補助対象となる実施回数は、毎年度1回である。 ・協会けんぽに加入していたときに受診した健診機関で受診し、所定の「生活習慣病予防健診利用補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。

疾 病 予 防 事 業	3 特定健康診査に係る定期健康診断補助	4月～翌年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、事業主に補助する。 ・健診内容は、労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）とする。 ・事業主が希望する健診実施機関で実施する。 ・所定の「特定健康診査に係る定期健康診断補助金請求書」に、所定の受診者名簿Ⅰ・Ⅱ、健診結果データ及び質問票を添付して、原則として平成31年3月20日までに請求する。
	4 郵送自己検診補助	4月・9月	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸癌、肺癌、大腸癌（無料）、胃癌リスク、前立腺癌検診（1年度に1回補助） ・B型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回補助） ・子宮頸癌検診申込者へ、「乳癌自己触診チェッカー」を添付する。 ・「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者（メスブ細胞検査研究所）に委託する。
	5 乳癌、子宮頸・体癌、肺癌、大腸癌、胃癌検診・PSA、CEA、AFP、CA19-9、CA125検査補助	4月～翌年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。 ・被保険者・被扶養者が希望する検診実施期間で実施する。 ・所定の「癌検診補助金請求書」に、検査項目ごとに検診費用が明記された領収書（写し）を添付して平成31年2月28日までに請求する。
	6 インフルエンザ予防接種補助	9月～翌年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・被扶養者を対象として実施し、接種費用の一部を、接種費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。 ・回数は2回までとする。 ・事業主又は被保険者が希望する医療機関で実施する。 ・所定の「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に、「インフルエンザ予防接種費用代」と内容が明記された領収書（写し）を添付して、平成31年2月28日までに請求する。
	7 事業所訪問保健指導事業	随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。
	8 健康ウォーキング運動表彰	5月～ 7月 9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・万歩計等で計測し、3か月間で目標歩数（50万歩又は100万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。
	9 家庭常備薬有料斡旋	7月・11月	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
	10 健康増進施設の特別法人会員として加入（スポーツクラブルネサンス・加古川地区スポーツ施設）	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。